

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正の概要

修正の趣旨

平成25年2月27日に原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針が改定されたことから、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）（平成25年1月修正）の修正を行うものである。

修正ポイント

- 緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化
 - ・ 緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分して、各区分を判断する際の施設の状況（EAL：Emergency Action Level 緊急時活動レベル）の考え方及び各区分に応じたPAZ内の即時避難やUPZ内の段階的避難の準備など主な防護措置について設定
 - ・ 全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL：Operational Intervention Level 運用上の介入レベル）の考え方及び各数値に該当した際のUPZ内の段階的避難、飲食物摂取制限、除染といった主な防護措置について設定
- 被ばく医療体制の整備
 - ・ 救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、広域の医療機関の連携

主な修正内容

第1章 総則（計画の目的、防災対策の範囲、関係機関の業務）

- 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
 - ・ 放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し実施
 - ・ 放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外において、緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準と照らし合わせ、必要な防護措置を実施

第2章 原子力災害事前対策（予防体制の整備及び事前対策）

- 放射性物質による環境汚染への対処のための整備
 - ・ 道は、国、市町村、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処についての体制の整備
- 緊急被ばく医療体制の整備
 - ・ 既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な被ばく医療体制の構築

第3章 緊急事態応急対策（災害発生時の応急対策）

- 配備体制の見直し
 - ・ 原子力災害対策指針に基づく防護措置実施基準に対応した配備体制の基準の見直し

○防護対策の実施

- ・ 警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の災害時要援護者等に係る避難の準備を実施
- ・ 特定事象発生時には、国の指示又は独自の判断によりP A Z内における避難の準備を行うとともに、P A Z内の災害時要援護者等に係る避難を実施
- ・ 内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言発出により、P A Z内の避難を実施するとともに、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における屋内退避を実施
- ・ 事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する避難等必要な防護措置を実施
- ・ 住民等に対する防護措置に併せて、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえた飲食物の検査を行い、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施

○緊急被ばく医療活動の実施

- ・ 一般傷病者として救急診療が必要となった場合の対応を明記